

あおもりフードバンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、企業、団体及び個人から食品や日用品、文房具や書籍など生活に必要な品々（以下「食品等」という。）を無償で受け入れ、その食品等を無償で配布する事業を「あおもりフードバンク」と称し、この要綱は、あおもりフードバンクに関し必要な事項を定める。

(あおもりフードバンクの目的)

第2条 あおもりフードバンクは、安全安心な食品等を次に掲げる方々に無償で配布することによって、さまざまな事情で支援を必要とする方々の福祉の充実を図るとともに、支援機関や市民活動、企業・団体の連携や協働によるたすけあいのネットワークを推進し、もって地域福祉を推進することを目的とする。

- (1)生活に困窮する方々
- (2)子ども・子どものいる世帯
- (3)福祉サービス等を利用する方々
- (4)その他、既存の制度やサービスでは対応できない方々

2 県社協は、食品の配布にあたって、前項の食品等を必要とする方々を支援する事業や活動を行う機関、団体等（以下「中間支援組織」という。）を通じて行うことによって、住民相互の身近な地域での継続的な福祉コミュニティづくりを進めるものとする。

(あおもりフードバンクの業務)

第3条 県社協が行うあおもりフードバンクの業務は、次に掲げる内容とする。

- (1)前条第1項に掲げる者への食品等の配布
- (2)非営利活動として食事や食品等の提供を行う活動をする団体及び社会福祉法人や福祉事業者等への食品の配布
- (3)企業、団体等からの食品等の提供及びその受入れ
- (4)受入れた食品等の適切な管理
- (5)フードバンク活動を広めるための広報活動
- (6)事業を安全且つ適切に行うために必要な活動
- (7)震災時等の支援

2 あおもりフードバンクに食品等を提供する企業、団体等（以下「食品等提供者」という。）、食品等の提供を受ける者及び中間支援組織は、次の各号の事項を確約するものとする。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2)自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為

- ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5)その他、法令、公序良俗等に違反する企業や団体等ではないこと
- (6)その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと
- 3 あおもりフードバンクから食品等の提供を受ける者、中間支援組織並びに食品等の配布の活動を行う者は次の事項を遵守するものとする。
- (1)受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しないこと
- (2)受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用すること
- 4 県社協は、第2条第1項に定める対象者に原則として直接配布は行わず、次の条件を満たした中間支援組織を通じて配布を行うものとする。
- (1)青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他の団体や個人で、前項の事項を確約し遵守することを誓約した者
- (2)食品等の配布の活動を非営利活動として行う者で、自らの活動の営業、宣伝に利用しない者
- (3)食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できる者
- (4)個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができる者
- (5)事業実施に必要とする県社協からの報告や指示に応じることができる者
- 5 前項の条件を満たした中間支援組織で、県社協からの食品の提供を受けたい者は、「中間支援組織申出書」（様式第1号）に必要事項を記載し、県社協に事前に登録するものとする。
- 6 次の者は前項の手続きを省略し、中間支援組織として登録したものとみなす。
- (1)青森県内の市町村社会福祉協議会
- (2)「青森しあわせネットワーク」に参画する社会福祉法人
- (3)「みんなの居場所づくり支援のための登録要領」により登録されたみんなの居場所の活動主体
- 7 県社協は、中間支援組織が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1)様式第1号に記載の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
- (2)第2項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3)第3項又は第4項の要件等を満たさない行為が確認された場合
- (4)不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (5)その他前各号に準ずる場合
- 8 「あおもりフードバンク」「青森県社会福祉協議会」の名称並びに別紙1のロゴマークを用いた活動については、県社協及び登録を受けた中間支援組織が使用できるものとし、そのほかの者は県社協の許可なく使用することはできないものとする。

(あおもりフードバンクの業務の流れ)

第4条 食品等提供者は「食品等の提供申出書」（様式第2号）に必要事項を記載し、県社協に提出するものとする。

- 2 県社協は、前項の申出の内容に基づき受入の可否を決定し、受入することが決定した食品等は、食品等提供者の希望に基づき、県社協が配布先を決定するものとする。

- 3 提供する食品等の受渡は、原則として食品等提供者が県社協又は中間支援組織に持込するものとし、県社協は受渡後速やかに「食品等の受領書」（様式第3号）を食品等提供者に交付し、中間支援組織を通じて食品等を配布するものとする。
- 4 食品等の提供を受けた中間支援組織は、必要に応じて利用の内容等の報告を県社協に行うものとする。
- 5 県社協は、中間支援組織の報告等の内容を、食品等提供者に報告するものとする。
- 6 「あおりフードバンク」「青森県社会福祉協議会」の名称並びに別紙1のロゴマークを用いて食品等の寄付を集める活動を行いたい者は、活動を行う前に「食品等の提供申出書」（様式第2号）に必要事項を記載し、県社協に提出するものとする。
- 7 提供された食品等について、県社協が中間支援組織等を介して配布する場合、必要に応じて送料、手数料等の負担について、食品等提供者に通知するものとする。
- 8 食品等の提供に伴う広報活動については、原則として食品等提供者が行うものとする。
- 9 食品等提供者からの食品等の提供が定期的に行われる場合には、契約書や協定書等を県社協との間で別に締結し、活動を行うものとする。

（受入する食品等の管理の責任）

第5条 あおりフードバンクで受入れする食品等は、関係法令に従って適切に管理された未使用品を無料で受け入れるものとし、次に掲げるものについては原則として受入しないものとする。

- (1)消費期限を経過しているもの及び消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
 - (2)開封したもの
 - (3)容器等が著しく破損しているもの
 - (4)廃棄物として一旦公に処理されたもの
 - (5)定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
 - (6)品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
 - (7)その他、県社協会長が判断したもの
- 2 あおりフードバンクで取り扱う食品等の安全や衛生上の管理は、原則として提供時点から受取側の責任とするものとする。
 - 3 食品等を受け取る利用者が、当要綱の内容を遵守するよう、県社協及び中間支援組織は、利用者に明示して配布を行うものとする。
 - 4 県社協は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを5年間保存するものとする。また、中間支援組織においても、必要事項を記録するものとする。
 - 5 あおりフードバンクの事業に携わる者は、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省）、その他関係法令に基づき、安全安心な食品等の提供に努めるものとする。

（経費）

第6条 あおりフードバンクの事業実施にかかる経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 あおもりフードバンクの事業に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施により知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び活動の参加を終了した後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1



あおもりフードバンク 中間支援組織 申出書

1 団体名		
2 代表者名		
3 連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
4 担当者名		

1 確約事項（してください）

私は、要綱第3条第2項の各号に該当しません。

2 誓約事項（してください）

受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しません

受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に配布します

食品等の配布の活動を非営利活動として行い、自らの活動の営業、宣伝に利用しません

食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できます

個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができます

事業実施に必要とする県社協からの報告や指示に応じることができます

食品等を受け取る利用者が、当要綱の内容を遵守するよう、利用者に明示して配布を行います

3 確認事項（いずれかに○をしてください）

(1) 青森県社協及び食品等提供者のホームページやSNSへの掲載について
可能
不可能

あおもりフードバンク 食品等の提供申出書

1 申出者名		
2 代表者名		
3 連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
4 担当者名		
5 内容	内容個数（	）
	※消費期限（	）
	受渡時期（	）
	受渡方法（	）
6 配布先	希望があれば記載ください。	

1 確約事項（してください）

私は、要綱第3条第2項の各号に該当しません。

2 確認事項（いずれかに○をしてください）

(1) 青森県社協及び配布団体等のホームページやSNSへの掲載について

可能

不可能

(2) 提供品の配布のための送料・運搬代の負担

（※配布を青森県社協が直接行う場合）

可能

不可能

(3) 提供品の配布のための手数料の負担

可能

不可能

※損金の参入など税制上の優遇措置があります

あおもりフードバンク 食品等の受領書

様

1 受領した内容

2 受領した年月日

上記のとおり、受領いたしました。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
〒030-0822 青森市中央 3-20-30

